

箕面市

男女協働参画推進プラン

(案)



男女がともにいきいきと暮らせる地域社会をめざして

2021～2030

令和4年(2022年)3月
箕面市

目 次

はじめに

第1章 計画策定の背景

序 国際的な動き	1
第1節 国・大阪府の取組み	2
第2節 箕面市の取組み	4

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	9
第2節 計画の概要	10
第3節 進行管理について	11

第3章 計画の内容

第1節 このプランの体系	12
第2節 このプランの内容	13
第3節 基本施策	16

統計資料	30
------------	----

参考資料	50
------------	----

平成 11 年(1999 年)に施行された男女共同参画社会基本法では、男女が互いに人権を尊重し合い、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会の最重要課題と位置づけています。

本市におきましては、昭和 61 年(1986 年)に「箕面市婦人施策計画」を策定して以来、男女共同参画社会基本法をふまえつつ計画を改定し、平成 23 年(2011 年)に 5 期めに当たる「箕面市男女協働参画推進プラン」を策定し、男女協働参画に関するさまざまな施策に取り組んできました。

また、この間、平成 13 年(2001 年)に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)が、平成 25 年(2013 年)に改正されたほか、平成 27 年(2015 年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が、令和 8 年(2026 年)までの時限立法として制定され、本市でも「箕面市女性活躍推進計画」を令和 2 年(2020 年)に策定しました。その他、関係法令の整備によって労働環境の改善が図られ、市民の男女協働参画に対する意識の醸成も進みつつあります。

しかしながら、性別役割分担意識の解消、男女が共に家事や子育て等に参画できるよう「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を図り、女性に対するあらゆる暴力を根絶するなど、解決すべき課題は、依然として数多く残っています。また、少子高齢化、個人の価値観やライフスタイルの変化に的確に対応し、一人ひとりの多様性を尊重して、活力ある社会を構築する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延は、従来から女性が置かれてきた不安定な就労構造、さまざまな家庭事情、生きづらさを表面化させたもので、DV や自殺の増加も懸念されており、このような災害への備えや対策も求められています。

そこで、これまでの成果と課題をふまえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、男女協働参画をより一層進めるため、前プランの主要な部分を引き継いだ時点修正版として、令和 12 年度(2030 年度)を目標年次とする、新たな「箕面市男女協働参画推進プラン」を策定しました。

一人ひとりが互いを尊重し、社会の対等な構成員として、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現は私たちみんなの願いです。今後は、このプランを指針として、男女協働参画社会の形成に向け、市民の皆様、事業者、関係機関とも連携を図りながら取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、このプランの策定に当たりまして、箕面市人権施策審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を寄せていただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和 4 年(2022 年)3 月

箕面市長 上 島 一 彦

はじめに

第1章では、国際的な動きを含めた背景を述べ、第2章では、このプランの基本理念と、基本施策と重点施策の関係についてふれています。そして、第3章において、体系図とともに、基本目標、基本方向（具体的課題）、施策項目について詳細を述べています。

このプランは、国の男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、「第6期箕面市男女協働参画推進計画」として、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に規定する基本計画としても位置づけます。

第1章 計画策定の背景

序 国際的な動き

昭和50年（1975年）の国際女性年に、女性の地位向上のため、第1回世界女性会議がメキシコシティで開催されました。

これを契機に、各国での取組が展開され、昭和54年（1979年）には、国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女性差別撤廃条約」といいます。）が採択され、昭和56年（1981年）に発効しました。日本は、昭和60年（1985年）の批准・締結に向けて、男女雇用機会均等法の制定、国籍法の改正、家庭科の男女共修等を行いました。

その後、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議（北京会議）などを経て、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会¹基本法」（以下「基本法」といいます。）が施行され、その後、各種の法整備が進められてきました。

しかしながら、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が2021年に公表した、156か国の男女格差を測る「ジェンダー²・ギャップ指数」において、日本は120位となっており、特に政治・経済、教育分野が課題だとされています。

また、近年、性的マイノリティ³の人権への対応などの新たな動きがあるほか、平成27

¹ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。（なお、本市では「協働」という表現を用いる。9ページを参照。）

² 人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

³ 性的マイノリティについて国際的に使われる言葉としてSOGIがあり、これは、SO（Sexual Orientation 性的指向）とGI（Gender Identity 性自認）の頭文字である。性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。性自認とは、自分の性別に対する認識・確信であり、出生時に決められた性別とは異なる性自認をする人をトランスジェンダーという。なお、LGBTとは、性的マイノリティの一部の人の総称であり、LGBTQなどともい

年(2015年)に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)における取組には、男女平等の視点が不可欠であるとされ、この点でも国際的に重視されています。

国連女性機関(UN Women)は、過去の国連総会決議を引いて、女性が政治分野から著しく疎外されているのは、差別的法律や習慣、姿勢、偏見、教育、医療、及び貧困が女性に与える影響が不均衡に多いためだと述べています。

また、暴力は、女性のみならず、家族、地域社会、国家全体にとってマイナスの結果をもたらし、医療や法的費用の増加から生産性の低下に至るまで、国家予算や開発全体にとって甚大な損失だと、同機関は指摘しています。

女性は多くの場合、身を守る術を持たず、子どもを抱えている女性は難民人口の大半を占め、性的暴力は特に女性をターゲットにしています。女性たちが平和運動を主導し、紛争後の地域社会の復興に力を尽くすにもかかわらず、和平交渉に加わることはほとんどない、とも指摘しています。

このように、女性のエンパワーメント⁴と参画、ジェンダーの平等が、世界的な優先課題とされている情勢をふまえ、国際協調を図りながら、これからも各種施策を進めていく必要があります。

第1節 国・大阪府の取組み

国においては、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれ、先に述べたように「女性差別撤廃条約」の批准を契機として、その実現に向けたさまざまな取組みが進められてきました。平成11年(1999年)6月、男女共同参画社会の形成に向けての取組みの法的根拠となる「基本法」が制定されました。男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会の方向を決定する最重要課題と位置づけるとともに、その課題解決に向けて、国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。平成12年(2000年)、「基本法」に基づく「男女共同参画基本計画(第1次)」の策定後、第4次計画まで続き、直近では令和2年(2020年)12月25日に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。また、選択的夫婦別姓制度⁵の検討も進められています。

この間、子どもや女性に対する暴力に対処するため、平成12年(2000年)に「児童の虐待防止等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。

また、平成13年(2001年)には、被害者的人権の擁護と行政機関の責務と役割を明確

われる。性的指向の一部である、L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシャルと、性自認の一部であるT：トランスジェンダー、Q：クエスチョニングとは、自らの性についてわからない、決めたくない人などを表す。

⁴ 1995年の北京女性会議以降、広く使われる言葉で、「潜在的にもつ力を再発見し、その能力を發揮すること」を意味する。自己決定能力、法的識字能力、経済的な力、政治的な力などを一人ひとりが身につけることが他の人の力にもなり、互いの関係の中で、それらをいかに高め發揮していくかが、男女協働参画社会の実現に重要だと考えられている。

⁵ 夫婦が望む場合に、婚姻後も夫婦がそれぞれ婚姻前の姓(氏)を称することを認める制度。日本特有の戸籍制度により、明治時代以降は夫婦同氏とされており、現在の民法でも、婚姻に際して男性又は女性のいずれかが氏を改めなければならない。実態として女性が氏を改める例が圧倒的多数だが、女性の社会進出等に伴い、改氏による社会的不利益があるため、この制度の導入を求める意見がある。なお、最高裁は令和3年にも、現行の民法及び戸籍法は憲法24条に違反しないとしたが、国会で制度のあり方について議論を深めるよう改めて促している。

にした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV⁶防止法」といいます。)が施行されました。平成16年(2004年)の改正では、精神的暴力を含めること、元配偶者も保護命令の対象とすることなどが、平成19年(2007年)の改正では、市町村基本計画の策定を努力義務とし、平成25年(2013年)の改正では、同居する交際相手からの暴力及びその被害者にも対象が拡大、令和2年(2020年)の改正では、児童虐待防止対策との連携強化について明確化されました。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)については、平成11年(1999年)の改正で、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた事業主の雇用管理上の配慮義務等が、また、平成19年(2007年)の改正では、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が盛り込まれました。

また、令和2年(2020年)の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)等の改正施行により、パワーハラスマント、マタニティハラスマントなどへの対処が進められており、そこには性的マイノリティに対する配慮も盛り込まれています。令和3年(2021年)には育児・介護休業法も改正され、男性の育児休業取得の促進が図られています。⁷

そして、平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」といいます。)が、令和8年(2026年)までの時限立法として制定され、これに基づき本市では、主に子育て層をターゲットとした「女性活躍推進計画」を令和2年(2020年)に策定しました。

平成30年(2018年)には、「政治分野の男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国会や地方議会の選挙における候補者数の男女均等に向けた取組が始まりました。

また、「同一(価値)労働同一賃金⁸」の実現に向け、パートタイム・有期雇用労働法等が改正され、令和2年度(2020年度)から順次、正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)との間の不合理な待遇差を解消するよう求められています。

そして、令和元年(2019年)12月以降、世界中に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症については、女性に甚大な影響をもたらしています。

令和2年(2020年)11月19日の「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」(内閣府設置)の緊急提言では、下記のような指摘がされています。

*新型コロナウイルス感染症の拡大は、「女性不況」を招いた。女性就業者数が多いサービス産業等が打撃を受け、非正規労働者を中心に女性就業者数は男性の約2倍減少となり、女性の非労働力人口は男性の2倍以上増加した。

⁶ Domestic Violenceの直訳は「家族間暴力」になるが、法律上は「配偶者間暴力」を指す。ここでの「暴力」には、①身体的暴力、②精神的暴力(モラル・ハラスマント)、③性暴力、④経済的暴力、⑤社会的隔離などがある。また、平成16年の児童虐待防止法改正により、配偶者間の暴力は「面前DV」として心理的虐待に含まれることが明確化された。

⁷ 子どもの出生直後の時期に柔軟な育児休業のしくみが創設される(令和4年度から段階的に施行)。

⁸ 同一企業・団体における正規・非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消することにより、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる待遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにするもの。

- * DVや性暴力の増加・深刻化、予期せぬ妊娠の増加が懸念され、女性の自殺者数が増加、シングルマザーからは生活苦の声が上がっている。
- * 緊急事態宣言下の休校・休園は、生活・就労面で特に女性に負の影響をもたらした。テレワークも、女性の家事・育児等の負担増など対応すべき課題が多い。

大阪府では、平成13年（2001年）に「基本法」に基づき「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定され、平成14年（2002年）には、「大阪府男女共同参画推進条例」が制定されました。現在、「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」に基づき事業が進められています。

また、令和元年（2019年）10月に「大阪府性の多様性理解増進条例」を施行し、条例に基づく施策の一環として令和2年（2020年）1月から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度⁹」を実施しています。

第2節 箕面市の取組み

本市では、昭和61年（1986年）策定の「箕面市婦人施策計画」（当時の名称）をはじめとして、5期にわたる計画を策定してきました。

平成22年（2010年）3月には、平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの男女協働参画社会づくりに取り組む方向と具体的な施策を示した、前箕面市男女協働参画推進プランを策定し、全部局の横断的取組みとして、諸施策を推進してきました。

今後も、国・大阪府との連携を図りながら、前プランの成果と課題、箕面市人権施策審議会の審議等を踏まえ、このプラン（6期めの計画に相当）を策定し、男女協働参画社会づくりに向けた取組を展開していきます。

平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの前箕面市男女協働参画推進プランの進捗状況は以下のとおりです。

（1）性別にかかわらず個性と能力が發揮できる地域・社会づくり

男女平等保育・教育の推進では、保育所・幼稚園において、個人の尊厳、男女平等を意識した「指導計画」等を作成し、性別にとらわれず、一人ひとりの個性を大切にするための職員研修を取り入れつつ、固定的な性別役割分担意識¹⁰を助長することのないように点検しながら日々の教育、保育を実施してきました。小・中学校においては、男女平等教育をはじめとした人権教育推進のための校内研修会等を実施してきたほか、教育課程ヒアリン

⁹ 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に関する条例が、令和元年10月に施行されたのを受け、翌年から始まったもの。性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。

¹⁰ 男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

グの中で、教育委員会が各学校の人権教育カリキュラムの観点を点検し、指導助言を行うことを通して、男女平等教育を含めた人権教育が推進されてきました。今後も、ジェンダーに基づく不合理な差別に敏感になるような男女平等教育の推進が望まれています。

女性教職員の校長や教頭などの管理職登用は、令和3年(2021年)4月現在、小学校では校長12人中4人(33.3%)、教頭16人中5人(31.3%)、中学校では校長8人中1人(12.5%)、教頭8人中4人(50.0%)で、中学における女性の管理職登用も進みつつあります(詳細は末尾の統計資料に掲載)。

地域における男女協働参画学習の推進では、一時保育を実施するほか、夜間、休日、男性向けなど様々な市民ニーズや生活スタイルなどを考慮して講座等を開催してきました。一時保育を実施する事業の範囲は、講座に限られることなく、会議や説明会なども対象にしています。また、市民企画講座を募集し、市民との協働による啓発活動も展開してきました。今後も、女性対象には、参画促進や講座修了後に次の行動に繋がる講座等の事業を企画し、男性対象には、育児・介護等への男性の参加をさらに進めていくような内容を企画し、実施していくことが必要と考えます。

子育て支援の充実は、男女ともに働き続けるために重要なものだといえます。令和2年度(2020年度)、第四次箕面市子どもプランを策定し、今後も保育サービスの充実など総合的な子ども施策の展開を図っていきます。

児童虐待については、平成29年12月に本市で発生した児童虐待死亡事案の市の再発防止策として、市の関係室に対して横断的に指示・命令して確実な支援を行うために設置した児童相談支援センターや、客観的なリスク判断を得るため警察や弁護士等第三者の委員を追加するなど機能を強化した箕面市要保護児童対策協議会(設置根拠・児童福祉法第25条の2)の運営を通じて、二度と死亡事案を起こさないという決意のもと、家庭内の児童虐待が関係する事案も含めて対応しています。

また、全国的な虐待相談件数の急増や近年に発生した児童虐待死亡事案を踏まえ、体罰禁止など児童の権利擁護や関係機関間の連携強化を目的に、令和2年度に施行された児童虐待防止法やDV防止法において、配偶者暴力支援センター等を含む連携強化のための体制整備、配偶者暴力相談支援センター等の職員の児童虐待の早期発見、児童相談所による配偶者暴力相談支援センターとの連携協力が努力義務として規定されました。

市の児童虐待死亡事案の再発防止策を維持、継続しながら、国の法改正の主旨も踏まえ、さらに丁寧な対応や連携に努めます。

市の政策形成に重要な役割を果たしている各種委員会や審議会などへの女性の参画状況は、令和3年(2021年)4月現在、行政委員会13.2%、附属機関30.8%、その他の委員会等を合わせると37.2%となっていて、目標値には達していませんが、女性委員が一人も参画していない附属機関は32機関中2機関と減っています。

また、市職員のうち女性は1/2を超え、女性管理職の割合は23.8%(一般行政職)と、近年は増加傾向にありますが、非正規職員には女性が多く、給与には依然として格差があります(詳細は末尾の統計資料に掲載)。

国際的にはクオータ制¹¹を採用する国もあり、日本でもこれに関する議論があります。女性が政策・方針の立案、決定過程の場に参画する機会が確保されるよう、一層取り組んでいく必要があります。

(2) 男女協働参画社会の基盤となる人権の確立

DV被害者の保護並びに自立支援については、さまざまな観点からの幅広い取組みが必要なことから、府内外の関係機関、団体等で構成する「箕面市DV被害者支援ネットワーク会議」を設置し、情報共有や連携強化に努めてきました。また、緊急一時保護が必要な場合に備えて民間シェルターとの委託契約を行っています。幅広い年齢層にわたり、国際化、ネット利用など、多様化するDV事象に対し、今後とも、迅速かつ適切に対応できる体制づくりに努めています。

健康管理を支援するため、健康増進・生活習慣病予防を目的とした講座を多数開催してきました。今後も更にリプロダクティブ・ヘルス／ライツ¹²への理解を促進する学習機会や情報提供をしていく必要があります。

(3) 計画の総合的な推進

男女協働参画社会の実現に向けての取組内容は、福祉、教育、労働など、幅広い分野に及びます。そのため、関連する分野別計画及び施策を実施する府内の担当課室と連携し、全部局の横断的調整機関として箕面市人權行政推進本部会議（及びその下部組織として男女協働参画部会）を開催し、諸施策を進めてきました。今後においても、計画の総合的な推進が図られるよう、府内推進体制の充実、関係機関・団体との連携強化を進めていく必要があります（末尾資料参照）。

なお、平成29年（2017年）、本市の組織・機構改革により、男女協働参画の担当は人權施策室となり、このプランの進捗を点検・評価する機関も、箕面市男女協働参画懇話会から箕面市人權施策審議会へと変わりました（末尾資料参照）。

男女協働参画推進のための拠点施設は、平成16年（2004年）以降、市役所第三別館2

¹¹ クオータとは「割当て、分配」などの意味。政治における男女平等を図るためのしくみで、議員の一定割合を女性に優先的に割り当てる制度として、北欧諸国などで法制化されている。ノルウェーでは企業に対しても法制化し、経営中枢への女性進出に効果を上げている。

¹² リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994年の国際人口・開発会議の「行動計画」及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任もって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

①性と生殖に関して自己決定する権利（産む／産まない、産む時機、産む人数）、②性と生殖に関する自己決定を実現するための手段を得られる権利（包括的性教育、安全な避妊・中絶手段）、③性と生殖に関する健康への権利（well-being：病気ではない、弱っていないのではなく、肉体的・精神的・社会的にすべてが満たされた状態）がポイントといえる。

階を男女協働参画ルームとして活用することで、専用の相談室の設置等充実を図ってきました。今後も引き続き、男女協働参画ルームでの事業展開や施設のあり方を含め、その機能強化を検討していく必要があります。

(4)市民意識の現状

令和元年度(2019年度)の男女共同参画に関する府民意識調査結果によると、男女協働参画に関する市民の意識について、次のような現状が明らかになっています(詳細は統計資料を参照)。

①男女平等に対する意識 — 男女間の認識に顕著な差がある —

男女の地位が平等であると思う人の割合について、「家庭」「法律や制度」「地域活動」など全ての項目で、平等だと回答する男性は31.0%と女性の10.7%より高い一方で、「男性優遇」と回答する女性の割合は74.8%と、男性の50.3%より高く、女性の男女間の意識のギャップがあります。また、男女とも「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性優遇」という回答が特に高く、女性で約8割、男性で約6割となっています。

性別にかかわらず一人の人間として仕事や家庭、地域生活にバランスよく参加するためにも、家事、育児、介護について、男女がともに分かれ合うよう、これまで以上に男性への意識啓発を行うことが重要となります。

②性別役割分担意識 — 根強い固定的な性別役割分担意識 —

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に反対する人の割合は64.8%と平成26年度(2014年度)調査より約10ポイント上がっていますが、性別では女性が69.2%、男性が58.6%と10ポイント以上の差があります。家庭の仕事の役割分担を見ると、「生活費をかせぐ」は『男性の役割』と考えている人が62.5%で最も高くなっています、男性69.3%、女性58.2%と10ポイント以上高い状況です。

性別で役割を固定する考え方は、一人ひとりの個性や能力を發揮する機会を奪う要因ともなります。根強く残る固定的な性別役割分担意識の払拭が、男女協働参画の推進にあたっての課題となっています。

③職場における男女の格差 — 女性の考え方と実際の働き方の差 —

「結婚・出産に関わらず仕事を続ける」と回答した女性割合は37.0%と平成26年度(2014年度)調査から約10ポイント上がっています。また、出産・子育て時期に就労率が下がるM字型カーブ¹³は改善に向かっているものの、まだ残されています。特に、M字型のうち出

産後の年齢の高い側は就労していても非正規が多く、男女間のさまざまな格差を広げています。

女性の働き方に関する「考え方」は、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」が 35.2% で最も高いですが、「実際」について見ると、フルタイム・パートともに仕事を続ける割合が減り、結婚後は家事に専念する人の割合が多くなっています。

女性が働き続けるために必要なことは、「企業経営者や職場の理解」が 55.1%、「育児、介護・看護休暇制度の充実」が 54.5% とされており、法制度の整備はもちろんのこと、一人ひとりの意識変革など、あらゆる分野において男女協働参画を推進していく必要があります。

④子どもに受けさせたい教育の程度 — 依然として、男女差がある —

女性の大学進学率はこの 30 年間で大きく上昇しましたが、なお男性より 6.8 ポイント低く、教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また上位の職ほど低い傾向があります。研究者に占める女性の割合は緩やかな上昇傾向にありますが、諸外国と比べて低く、研究者の大半を占める工学・理学分野の女性研究者では、教授等がそれぞれ 3.7%・6.2% と特に少ない状況です。（内閣府『令和 3 年版男女共同参画白書』）

性別によらず個性や能力を十分発揮できる男女協働参画社会の実現のためには、性別に偏らないキャリア教育や進路指導を子どもに対して行うばかりではなく、保護者の世代に対しても啓発していく取組みが重要となります。

⑤DVを受けた経験 — 全国では女性の約 3 人に 1 人が経験 —

府民意識調査において、配偶者・パートナーから身体的暴力を受けたことがある人の割合は 15.8%、無視する、殴るふりなどで脅すなどの精神的暴力を受けたことがある人の割合は 19.2% です。身体的暴力に比べ、精神的暴力や社会的隔離（友だちとのメールや電話をチェックしたり、付き合いを制限したりする）を暴力として認識する割合は低い状況です。女性の方が暴力を認識する割合は高く、男女間にギャップがあります。

なお、平成 29 年(2019 年)の内閣府の調査では、過去 1 年以内に配偶者からの暴力の被害を受けた者が、約 3 人に 1 人という数値が出ています（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定「第 5 次男女共同参画基本計画」の参考資料）。

DV の相談窓口を「知っている」割合は約半数で、「警察」が 83.7% で最もよく認知されており、次に「市町村など役所の相談窓口」が 53.8% となっています。

¹³ 日本の女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年齢階級別にグラフ化した時、出産・育児期にあたる 30 歳代を谷として、20 歳代後半と 40 歳代後半が山となる M 字のような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデンなどの北欧諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

DV被害の相談先等については「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が4割を超えており、相談先の中でも、警察（3.5%）、市町村等の相談窓口（1.8%）と、公共機関への相談は極めて少ない状況です。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」「自己さえ我慢すればやつていい」「相談しても無駄だと思った」などで、被害者意識がなく、むしろ自責傾向が見られる状況です。

暴力を受けた本人へはもちろんのこと、相談を受けて被害者を支えていく可能性の高い身近な人たち、つまりはあらゆる人を対象にして、DVに対する理解を深める講座の開催や各種相談機関などの情報提供を行っていくことが重要となります。

⑥DV、性暴力に関して — 暴力はいけないという教育が大切 —

メディアにおける性・暴力表現について、「性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」との意見が53.4%となっています。また、女性は「過激な内容のDVDやゲームソフト等の販売や貸出を制限する」との意見が、男性より12.2ポイント高くなっています。

また、性暴力・性犯罪被害の経験がある女性は12.9%、男性は3.4%であり、被害をどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合は7割に上ります。その理由は、「相談してもむだだと思った」「恥ずかしくてだれにも言えなかった」などが多くなっています。

暴力をふるうことは人権侵害であり、その対象の性別、間柄を問わず、決して許されるべきことではありません。暴力防止のための教育や啓発についての取組みを進めるとともに、被害者支援体制の充実をめざしていくことが必要となります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

男女協働参画社会の実現 —男女がともにいきいきと暮らせる地域社会をめざして—

このプランは、「第4期箕面市男女協働参画推進計画」以来、継続している、「男女協働参画社会の実現—男女がともにいきいきと暮らせる地域社会をめざして」を基本理念とします。

「男女がともにいきいきと暮らせる地域社会」とは、男女が互いに人権を尊重し、性別にとらわれず、一人ひとりが自立して個性と能力を十分に發揮できる機会が保障され、ともに行動し責任を分からち合っていく社会を意味しています。男女協働参画政策を推進するには、市民をはじめ、地域団体やNPO、企業などの多様な組織と行政とがともに互いの役割を確認しあいながら、協働して取り組んでいくことが必要です。

平成 11 年(1999 年)施行の男女共同参画社会基本法をはじめ、国の「男女共同参画基本計画」においても、「男女共同参画」という表現が用いられていますが、「一つの目的を達成するために、協力しあい、性別役割分業の克服に向けて女性、男性がともに社会に働きかける」ことを強調するために、本市では、「男女協働参画」という表現を積極的に使用していきます。

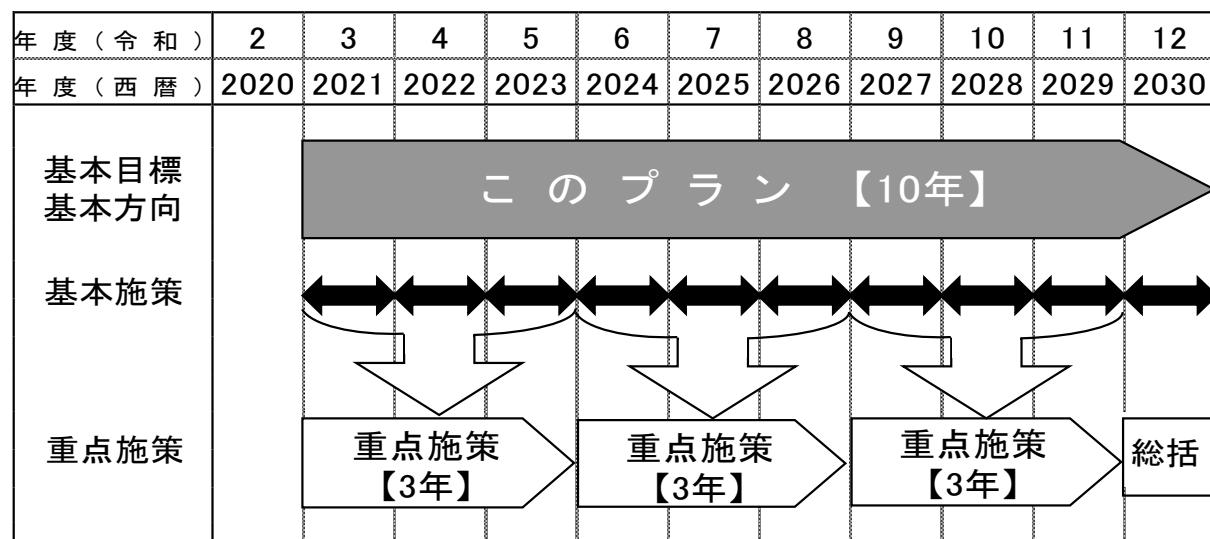
第2節 計画の概要

1. 計画の位置づけ

このプランは、国の男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「第 6 期箕面市男女協働参画推進計画」として位置づけるほか、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に規定する基本計画として、次章の「5. DV 防止の啓発推進と相談体制の整備」と「6. DV 被害者の安全確保や自立支援制度の推進」を位置づけます。

2. 構成及び期間

このプランは、令和 3 年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 10 年計画とします。下図のように、このプランはまず、10 年の計画全体の基本目標と基本方向を示します。次に「基本施策」では、年度ごとに年度当初の施策計画と年度終了時の実績を評価・検証していきます。「重点施策」については、令和 3 年度(2021 年度)、令和 6 年度(2024 年度)、令和 9 年度(2027 年度)の 3 年ごとに、「基本施策」の中から喫緊の課題を取り上げ、時代に即して戦略的に取り組みます。

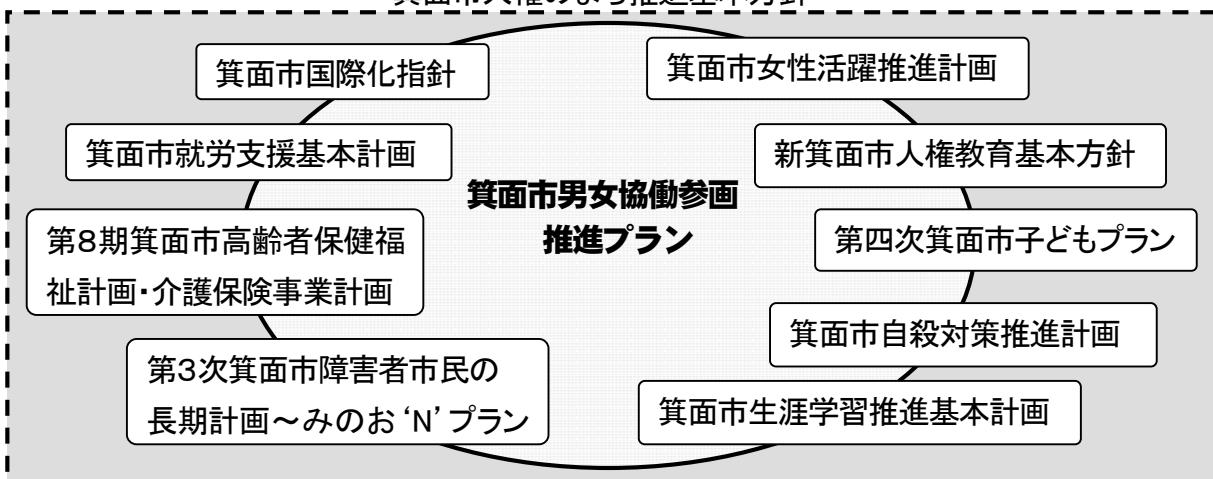


3. 計画の総合的な推進（関連計画との連携）

このプランは本市の他の計画等とも密接に関連しています。基本施策の実施にあたっては、これらの計画等と連携をとりつつ男女協働参画推進の視点を入れて全庁的に進めています。

イメージ図

箕面市人権のまち推進基本方針



このプランと非常に関係の深い計画等の一覧です。

計画等	計画期間	担当課室
箕面市人権のまち推進基本方針	H23～(2011～)	人権文化部人権施策室
箕面市女性活躍推進計画	R2～R8(2020～2026)	人権文化部人権施策室
箕面市国際化推進指針	H24～(2012～)	人権文化部人権施策室・文化国際室
箕面市就労支援基本計画	H31～(2019～)	地域創造部箕面営業室
箕面市自殺対策推進計画	H31～(2019～)	健康福祉部地域保健室
第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	R3～R5(2021～2023)	健康福祉部高齢福祉室
第3次箕面市障害者市民の長期計画～みのお‘N’プラン	H26～R5(2014～2023)	健康福祉部障害福祉室
新箕面市人権教育基本方針	H23～(2011～)	教育委員会人権施策室
箕面市第4次子どもプラン	R2～R6(2020～2024)	教育委員会教育政策室
箕面市生涯学習推進基本計画	H21(2009)～R2(2020)	教育委員会文化国際室

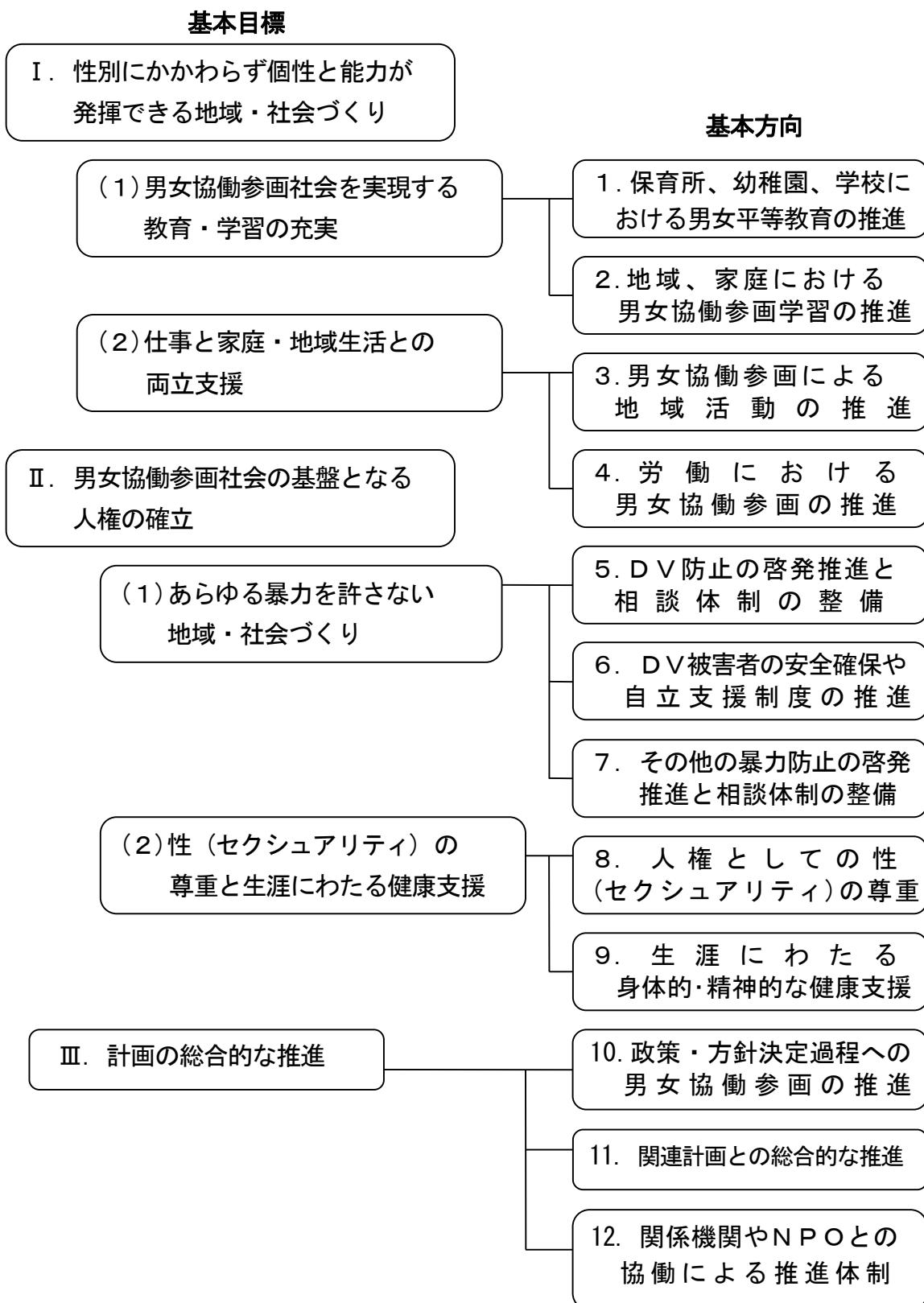
第3節 進行管理について

このプランの進行管理については、箕面市人権行政推進本部会議をはじめとする府内組織と、市民をまじえた箕面市人権施策審議会において、進捗状況を確認し、その状況を公表していきます。その際、量的評価のみでなく、質的評価も実施していく必要があると考えます。質的評価の方法やその視点、評価ポイントの明確化等に関しての試みを毎年の実績調査の中で工夫し、検討を重ねていきます。

第3章 計画の内容

第1節 このプランの体系

このプランは次の図のとおり、3つの基本目標と12項目の基本方向から構成します。



第2節 このプランの内容

基本目標Ⅰ. 性別にかかわらず個性と能力が発揮できる地域・社会づくり

男女共同参画社会基本法の第4条では「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」とあります。

そのために女性も男性もジェンダーに基づく不合理な差別に敏感になって、固定的な性別役割分担意識を払拭しようと努めることが重要となります。なかでも、両性の意識改革に向けて教育や学習が果たす役割は大変大きく、男女協働参画の意識づくりに大きな影響を及ぼすものであるといえます。

令和元年度(2019年度)の男女共同参画に関する府民意識調査結果によると、男女の地位が平等であると思う人の割合について、「家庭」「法律や制度」「地域活動」など全ての項目で、平等だと回答する男性の割合が女性より高い一方で、「男性優遇」と回答する女性の割合は男性より高く、男女間の意識のギャップがあります。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に反対する人の割合は64.8%と平成26年度(2014年度)調査より約10ポイント上がっていますが、性別では女性が69.2%、男性が58.6%と10ポイント以上の差があります。家庭の仕事の役割分担を見ると、「生活費をかせぐ」は『男性の役割』と考えている人が62.5%で最も高くなっています、男性は69.3%と女性よりも10ポイント以上高い状況です。

従来は主として女性の役割とされてきた家事・育児・介護などの無償労働について、男性が女性とともに分かち合う必要があります。そのためにも男性に向けた啓発がより重要であるといえます。

また、同調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治の場」「職場の中で」の3分野で「男性優遇」と感じている割合が50%を超えています。このような不平等観を払拭するためにも、男女間の賃金格差解消、M字型カーブの解消に向けた女性の就業継続支援、非正規労働者の労働環境の改善、長時間労働の規制などが重要です。

仕事と家庭・地域生活の両立が可能となる社会づくりを進めるために、仕事上の責任と育児や介護などの家庭的責任、地域活動への参加などをバランスよく担えるよう、女性も男性も育児・介護休業などを取得しやすい環境の整備を図っていくことが必要です。

就労しやすい環境を整えるには、保育施策も推進していかなければなりません。国が進める幼稚園と保育所を一体化する制度の状況に注視しつつ、さまざまな社会資源を活用する中で、仕事をしながら子育てしやすい条件づくりを進める必要があります。また、労働施策総合推進法等が改正され、大企業では令和2年(2020年)6月から、中小企業では令和

4年(2022年)4月から、各種ハラスメントの防止対策を講じることが義務付けられました。

直近では、新型コロナウイルス（C O V I D-19）の感染拡大に見舞われ、非正規労働者を中心に女性就業者数が減少し、特に女性就業者数が多いサービス産業の受けた打撃は大きく、「女性不況」ともいわれています。これは女性が置かれてきた不安定な就労構造の問題が、コロナ禍によってより顕在化したものであり、中高年単身女性やひとり親家庭の生活を直撃しています。また、コロナ禍の長期化により、DVや自殺の増加への対策も求められています。

近年、若年層を取り巻く雇用環境の悪化により、将来に希望をもてない状況の中で、いわゆるニートやひきこもりなども大きな課題となってきています。

労働の場においては、個人における自己の尊厳が損なわれることなく、自己実現を図れるようにしていく必要があります。また、それぞれのライフステージにおいて、性別によって制限されることなく自分にあった多様な生き方を選択できるという保障が必要です。これについては、先に策定している箕面市女性活躍推進計画の内容と合わせて、諸施策を進めています。

男女協働参画社会とは、性別によって生き方や働き方が制限されることなく、一人ひとりが自分の意思で、多様な生き方を選択できる社会のことです。その実現のためには、女性も男性も、性別にかかわらず一人の人間として仕事や家庭生活、地域生活にバランスよく参加することが何より求められます。

基本目標Ⅱ．男女協働参画社会の基盤となる人権の確立

女性も男性も、子どもから大人まで、すべての人が、ともに安心して自分らしく暮らすことができる男女協働参画社会を実現するためには、「あらゆる暴力を許さない」という合意を地域、社会においてつくることが重要です。暴力は相手に恐怖と不安を与えることによって自信喪失や無力感をもたらすとともに、相手を支配し、従属的な状況に追い込む重大な人権侵害であるといえます。暴力は誰に対しても決して許されるべきものではなく、安全に生きる権利はすべての人にあることはいうまでもありません。

男女共同参画社会基本法は、基本理念として男女の人権の尊重を掲げていますが、この理念を踏みにじるものとして、女性に対する暴力の存在があります。女性に対する暴力が起こる背景には固定的な性別役割分担に基づいた女性と男性の対等でない関係、つまりは上下関係や経済力格差などの問題が多く見受けられます。DV、セクシュアルハラスメント、性犯罪、売買春などの女性に対する暴力防止のための教育や啓発の取組みは、これらの暴力が個人的な問題ではなく、構造的で社会的な問題としてとらえた上で実施する必要があります。

昨今の全国的な虐待相談件数の急増や近年に発生した児童虐待死亡事案を踏まえ、児童虐待対策とDV対策の連携強化を目的に、令和2年度(2020年度)に児童虐待防止法、DV

防止法等が改正施行されました。

また、高齢化、国際化を受けて、健康福祉部や国際交流協会など関係機関との連携も不可欠であり、今後もこれらの関係機関とのきめ細かなネットワーク体制が必要です。

女性に対する性教育も含めた教育や啓発は、自尊感情を高めることを促す取組が重要となります。また、若年層の恋愛関係や交際のプロセスで生じる暴力については、その防止のために学校における性に関する教育や男女平等教育、非暴力教育の実践が不可欠となります。

現在、若年層の間で予期せぬ妊娠・望まない妊娠、中絶、不妊、HIV／エイズや性感染症など、性に関わって生じる問題が多い現状をふまえなければなりません。女性も男性も性の知識を正しく得ることが大切であり、平成6年（1994年）開催の「国際人口・開発会議」で提唱されたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念も観点に入れた上で、包括的に性教育¹⁴を推進していく必要があります。

平成29年（2017年）には「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」も設置されました。

近年、性的指向・性自認についての关心が高まっています。差別や偏見のない社会づくりのためには性的マイノリティに対する理解についての取組も大変重要なものとなります。大阪府では、令和元年（2019年）10月に「大阪府性の多様性理解増進条例」を施行し、条例に基づく施策の一環として令和2年（2020年）1月から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を実施しています。なお、文部科学省からは平成27年（2015年）に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が発出されています。

また、厚生労働省の平成29年（2017年）「患者調査」によると、この10年以上の期間において、うつ病等の気分（感情）障害の患者数は女性が男性の約1.6倍であり、いずれの年齢層でも女性が男性を上回っています。その一方で、「令和元年（2019年）中における自殺の状況」（厚生労働省・警察庁）によると自殺者数は40～50歳代が多く、男性の自殺者数は、女性の約2.3倍となっています。その背景には、雇用状況の悪化や長時間労働などの影響があり、更に「男性は弱音をはけない」「男性が妻子を養わなければならない」という性別による固定的な役割分担意識が男性をより一層困難な状況に追い込んでいることが多いと考えられます。心理的に孤立感を抱いている人も多いので、相談窓口においては情報提供に努めるとともに、固定的な役割分担意識を助長することのないよう充分に研修等を受けた相談担当者が対応する体制づくりが重要です。

女性も男性も、子どもから大人まで、すべての人が自己の心身について、主体的に受け止め、自己決定や自己管理をしていくことができるよう施策を推進していきます。

¹⁴ ユネスコ編『国際セクシュアリティ教育ガイドンス（改訂版）』によると、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育をいい、その目的を「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度等を身につけさせること」としている。

基本目標Ⅲ. 計画の総合的な推進

すべての人が暮らしやすい社会をつくるためには、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参加し、各自の意見や考え方を反映させていくことも大切です。しかし、現状では政策・方針を決定する場への女性の参画率が依然として低い状態にあります。女性の考えや意見が充分に反映されるためにも、政策・方針決定の場への積極的な女性の登用を進めると同時に、女性の持てる力を発揮し、自らの地位向上を図っていくことができるよう支援していくことが重要となります。

このプランをより実効性のあるものとするためには、本市が取り組む他の計画等にも男女協働参画の視点が盛り込まれる必要があります。そのためには、このプランの基本施策について、各計画を実施する担当課と調整し、横断的な連携を図りながら全庁的に取り組んでいきます。

また、このプランをより効果的なものとするには、推進体制づくりが何より求められます。箕面市人権行政推進本部会議（及びその専門部会・研究会）、DV被害者支援ネットワーク会議などの横断的な府内組織を整備し、総合的に取り組んでいく必要があります。そして、箕面市人権施策審議会、NPOや各種団体などの市民組織と市行政と連携し、協働して取り組んでいくことが重要です。

第3節 基本施策

1. 保育所、幼稚園、学校における男女平等教育の推進

男女協働参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識を払拭し、ジェンダーに基づく不合理な差別に敏感な意識を形成していくために、教育や学習の果たす役割は大変大きいといえます。

女性の大学進学率はこの30年間で大きく上昇しましたが、なお男性より低く、教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また上位の職ほど低い傾向があります。研究者に占める女性の割合は緩やかな上昇傾向にありますが、諸外国と比べて低く、研究者の大半を占める工学・理学分野の女性研究者が特に少ない状況です。（内閣府『令和3年版男女共同参画白書』）

性別役割分担意識の再生産による子どもへの影響は最小限にとどめなければなりません。そのためには性別に偏らないキャリア教育や進路指導が大変重要であり、より一層推進していく必要があるといえます。

また、役割分担意識を無意識に子どもたちに伝えることのないよう、性別にとらわれず、女性も男性もその個性や能力を充分発揮できるような、男女平等・男女協働参画の視点に

たった教育を乳幼児期から推進していく必要があります。

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 乳幼児期からの男女協働参画の視点をもった保育や就学前教育の継続的な実施	保育幼稚園総務室
② 性別に偏らないキャリア教育や進路指導の実施	学校教育室
③ 保育士、教職員への意識啓発と研修の充実	人権施策室(教)
④ 男女平等に関する保育や教育の研究の推進	青少年育成室
⑤ 男女平等に関する取組みの保護者周知による相互理解の推進	

(以下、「教」は教育委員会事務局子ども未来創造局、「人」は人権文化部)

2. 地域、家庭における男女協働参画学習の推進

家庭や地域において、女性も男性も多様な生き方を主体的に選択し、実践できるよう男女協働参画の視点を持った教育を推進し、学習を充実していくことが大切です。その教育や学習は子ども、青少年、成人、高齢者など、そのライフステージにおける市民ニーズに対応し、生涯にわたって推進することが必要です。

そのためには家庭や地域など身近なところから問い合わせ直し、考えていくことを大切にした幅広い啓発が必要です。また、とりわけ男性が参加しやすい取り組みを工夫する必要があります。

また、メディア、特にネット上で流されている、固定的性別役割分担に基づく表現、女性を性的な対象としてだけ扱う表現、女性に対する暴力を煽り助長する表現などが、男女協働参画の妨げとなっています。市民が、メディアを主体的・批判的に読み解いて使いこなし、その情報をうのみにせず、その意図を見極め、それに基づいて自分も情報発信できるようになる必要があります。

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 男女協働参画社会形成につながる学習機会の提供	人権施策室(人)
② NPOや各種団体の主催、共催など多様な手法による学習機会の充実	文化国際室(教) 生涯学習・市民活動室 (人)
③ 広報紙やホームページなどの媒体による啓発活動及び情報提供の推進	箕面広報室 中央図書館

<p>④ 男女協働参画に関する図書や刊行物などの収集や情報提供</p> <p>⑤ 男女協働参画の視点をふまえたメディア・リテラシーに関する学習機会の充実、情報提供</p>	
---	--

3. 男女協働参画による地域活動の推進

豊かな地域社会の形成を図っていくためには、男女がともに地域活動へ主体的に参加することが重要です。市では、地方分権の進展に対応するため「まちづくり理念条例」に基づいた「市民参加条例」と「非営利公益市民活動促進条例」により、市民活動の活性化を進めてきました。女性にも男性にも、地域を支える一員として活力ある地域コミュニティを創出していくことへの努力を求めていきます。また、地域活動が家庭や職場と同様に自己実現の場となるような環境整備やそのための情報提供などの支援策の充実を図る必要があります。

また、自然災害が多発するようになっており、防災に関する女性の参画促進と、男女協働参画の視点による点検が必要です。国第5次男女共同参画基本計画の成果目標においては、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に15%に、更に令和7年(2025年)には30%をめざす、とされています。

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
<p>① 自治会等の地域活動における男女協働参画の推進のための活動情報や参画機会の提供</p> <p>② 地域における各種団体の役員への男女平等な参画につながる取組み</p> <p>③ 地区防災委員会における女性の参画促進や、男女協働参画の視点に配慮した避難所運営の周知啓発</p>	<p>市民サービス政策室 市民安全政策室 各担当課室</p>

4. 労働における男女協働参画の推進

働くことは基本的な権利であり、男女協働参画社会の実現のためには当然のことながら女性も男性も個人として経済的自立をめざし、就労の場において自己実現を図ることが必要です。個人の尊厳が損なわれることなく、仕事と家庭・地域生活とを両立させることが可能となるための施策は今後ますます重要になります。

特に、男女が安心して働き続けるためには、子育てへの支援が重要です。共働き世帯の

増加や女性の就労意欲の高まりに伴い、保育所の待機児童が急増しています。こうした状況に対応するため、本市では、保育所の増設をはじめとする定員数の拡大など待機児童対策を進めてきました。また、「保育所以外の選択肢が足りない」という保育ニーズに対して、私立幼稚園の長時間保育を拡充するとともに、入園される家庭の保育料の負担軽減を図り、幼稚園入園という選択肢を整えるなどの施策を展開しています。今後も、多様な保育ニーズに対応するため、保育の選択の幅を広げていく施策を推進していく必要があります。(これについては箕面市女性活躍推進計画で詳細に述べています。)

男女雇用機会均等法はその目的として「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保」及び「女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置の推進」をあげています。これを基にし、事業主に対して、労働者が性別により差別されることなく、男女の格差をなくす方向で労働環境を整備すること、また、女性の就労継続のために母性を尊重する措置が実施されるよう働きかけることが必要です。そして同時に、労働者である市民に対しても同様の啓発を行っていく施策の展開が必要です。

各種ハラスメントについて改正労働施策総合推進法等の情報提供に努めることで、妊娠・出産・育児休業等により職場で不利益な取扱や嫌がらせを受けないマタニティ(パタニティ)・ハラスメントの防止、性的マイノリティへの理解を促進する啓発などが必要です。

また、在宅ワークや地域での起業など、多様な働き方も増えています。そこで働く人に必要な労働条件や法律などの知識に関する情報提供や、技能や技術習得の機会提供などの支援方策も充実を図っていかなければなりません。

特に、中高年単身女性やひとり親家庭の貧困が深刻であり、社会保障のしくみやセーフティ・ネットの情報提供とともに、女性が主体的に行動し、生活設計ができるよう、若年層からの教育・啓発が必要です。再就職やキャリア・アップに向けては、技能を修得する機会や情報提供を行うとともに、性別や年代により差別されないよう啓発を進めます。

また、コロナ禍により貧困状態に陥ったひとり親家庭への支援強化や、学校の休校などでは女性・子どもへの影響に配慮する必要があります。必要不可欠な介護・保育など女性の多い職種は、処遇の改善が必要です。

テレワークの普及については、職種による限界があるほか、正規・非正規の雇用形態による違い、女性の家事における負担増などの課題もあります。これらをふまえた上で導入を図り、柔軟な働き方を進める必要があります。特に、デジタル・福祉分野などにシフトした人材育成、就労支援も求められています。

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
<p>① 事業者に対する男女雇用機会均等法、育児・介護休業法その他、労働法の周知のための情報提供の実施</p> <p>② 算面企業人権啓発推進員協議会などを通じて、事業者に対する男女協働参画を進める講座や研修実施の働きかけ</p> <p>③ 市民に対しては、関係機関と連携して、労働相談体制の充実や情報提供</p> <p>④ 市職員に対する男女協働参画の推進につながる研修実施</p> <p>⑤ 総合評価落札方式や指定管理候補者の選定において、ハラスメント防止を含む男女協働参画の取組を、積極的に評価項目として採用するよう周知啓発</p> <p>⑥ 再就職やキャリア・アップに向けて技能を修得する機会や情報提供、ネット利用に関する教育の実施</p> <p>⑦ 女性起業家・事業主の育成につながるよう、多様な働き方についてのノウハウや技能、技術習得の情報提供</p>	<p style="text-align: center;">算面営業室 人事室 人権施策室(人) 各担当課室 (総務課・契約検査室)</p>

5. DV防止の啓発推進と相談体制の整備

平成13年(2001年)にDV防止法が制定され、市ではDVに関する講座や講演会の実施、パンフレットの作成・配布などの啓発に努めてきました。平成19年(2007年)にはDV被害者支援ネットワーク会議を立ち上げ、DVの予防や被害者支援のあり方を検討し、関係機関が連携して被害者支援にあたるなどの取組を進めてきました。

しかしながら、令和元年度の男女共同参画に関する府民意識調査結果によると、DVを受けた経験は、「何度もあった」の中では、「何を言っても無視する、なぐるふりなどをしておどす、暴言をはくなど」が6.5%、次いで「なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなど」が3.1%となっています。経験があった中では、「何を言っても無視する、なぐるふりなどをしておどす、暴言をはくなど」が19.2%で最も高くなっています。

被害の相談先等を見ると、4割を超える人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」としています。相談機関への相談割合は低く、主な相談先は「友人、知人」(22.1%)、「家族や親戚」(14.0%)に対して、相談機関では最も多い「警察」でも2.9%になっています。

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力であるDVは、家庭内で行われることが多いため、外部から発見することが困難であり、潜在化しやすく、暴力がエスカレートし、被害が深刻化します。DV防止法が制定されても、それまでのDVに対する認識不足

や誤解から個人的な問題と扱われてきた長い経過があるため、長年、誰にも相談せず、不安と恐怖を抱え、自尊心を奪われながら生活してきた被害者もいます。被害者は加害者からの報復への恐怖、今後の生活への自信のなさや自己の無力感などにより支援を求めることをためらうことが多くなっています。このような心情を理解し、DVの防止に向けてなお一層の啓発を継続する必要があります。

また、加害者が子どもに直接暴力をふるっていなくても、子どもの面前で配偶者や家族に暴力をふるうことは心理的な虐待にあたります。暴力を受けている被害者への支援はもちろんのこと、子どもの支援についても関係機関と連携し、相談機関の情報提供を積極的に行っていかなければなりません。児童相談支援センター、池田子ども家庭センターをはじめ、DV被害者支援ネットワーク会議の構成機関（大阪府女性相談センター、箕面警察署、箕面市社会福祉協議会、箕面市国際交流協会、市立病院、消防本部など）との連携を強化し、要連携生活相談システム¹⁵も活用しながら早期発見・早期対応に努めます。

また、DVの防止と根絶を推進する基盤づくりには、若年層に対し、交際相手や配偶者からの暴力について考える機会を積極的に提供することが有用であるといわれています。若年期から暴力の加害者や被害者になることを予防し、生涯にわたってよりよい人間関係を築いていくために、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係のあり方についての学習や啓発を行う取組みを進める必要があります。

従来からさまざまな家庭事情や生きづらさの問題がある場合、在宅時間が増えると、それがDVや性暴力の増加・深刻化、予期せぬ妊娠の増加という形で表面化します。また、最近の女性の自殺者数の増加もふまえ、相談体制と対策強化が求められます。

近年、SNSによる相談事業も広がっており、大阪府でも「女性のためのSNS相談」が始まりましたが、本市の各種相談事業においてもSNS相談の研究が求められています。

基本施策項目	担当課室
<p>① DVについての理解を深める教育・啓発の実施</p> <p>② 専門の女性相談員の設置など相談機関の充実</p> <p>③ 二次被害防止など相談機関担当者に対する研修の充実</p> <p>④ DVと児童虐待の防止や被害者支援のための関係機関、団体との連携強化</p> <p>⑤ DV相談窓口の周知について広報やパンフレット等による情報提供の実施</p> <p>⑥ 学校において、若年層に対する暴力を伴わない人間関係づくりを目的とした教育・啓発の実施</p>	<p>人権施策室(教・人)</p> <p>児童相談支援センター</p> <p>学校教育室</p> <p>児童生徒指導室</p> <p>(DV被害者支援ネットワーク会議 構成課室)</p>

¹⁵ 複合的な課題、複数の所管にまたがって対応が必要な相談案件について、このシステムを使って総合的に問題解決を図る。なお、本市では、人の心身、生活の保護または支援を目的とする場合に、個人情報の収集目的外利用や外部提供によって適切な情報連携ができるよう、平成27年度に個人情報保護制度運営審査会に諮問した上で、条例改正した。

6. DV被害者の安全確保や自立支援制度の推進

DVは加害者が暴力により相手に不安と恐怖を与え自尊心を奪うことで被害者を従属的な関係に置き、その支配を維持するために利用していることが大きな問題です。すなわちDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われているとはいえない。非人道的で従属的な関係に置かれ、不安と恐怖の中で暴力を受け続けていた被害者は、自分自身で意思表示ができなくなる、行動ができなくなるほどの心身へのダメージを受け、加害者に対して逆らえない状態になるまで追い込まれることがあります。相談窓口においては、このような被害者の心情を理解し、被害者が立ち直り、自己決定していくよう相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境を整える必要があります。DVによる母子避難も多く、母子ともにDV被害による影響を少なからず受けているため、避難後の自立にむけて、関係機関やNPOと連携し、支援制度へのつなぎなど支援体制づくりに努めていく必要があります。(統計資料6参照)

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
<p>① 危険急迫期におけるDV被害者の保護や安全確保のための関係機関との連携体制づくり</p> <p>② 避難後の自立支援について関連機関と連携した支援体制づくり</p> <p>③ 同行支援などについてNPOとの連携体制づくり</p> <p>④ 加害者対応についての相談員の研修</p>	<p>人権施策室(人) 児童相談支援センター 子育て支援室 生活援護室</p>

7. その他の暴力防止の啓発推進と相談体制の整備

DV、セクシュアルハラスメント、性犯罪、痴漢、売買春などさまざまな形態で存在する暴力は、家庭や地域、職場、学校などあらゆる状況の下で起こっています。被害者の多くは女性であり、その暴力の背景には、男女の固定的な役割分担や対等でない関係に根ざした構造的な問題があります。例えば、セクシュアルハラスメントは女性と男性の経済力格差による優劣の関係、女性労働者を対等なパートナーと扱わない職場のあり方などに起因することが多く、労働者の個人としての尊厳を不當に傷つけるものです。男女雇用機会均等法では、職場のセクシュアルハラスメント防止のため、事業主に労働者からの相談に応じ、対応体制を整備するなどの必要な措置をすることを義務づけています。

暴力の被害者が相談する中で、自ら立ち直り、自己決定できるよう、支援するためにも、相談しやすい環境や体制を整えることが重要です。このほか、性犯罪・性暴力対策としては、地域活動との連携により未然防止に努めます。

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
<p>① 市行政も含めた雇用の場や地域など雇用の場以外でのセクシュアルハラスメント防止のため、啓発の充実と相談窓口などの情報提供</p> <p>② 被害者の支援となる相談窓口担当者への研修の充実</p> <p>③ 性暴力の被害者に対する医療等の支援情報の提供</p> <p>④ 地域での子どもの見守りや市民安全メールによる犯罪・暴力の防止に向けた市全体での取組</p>	箇面営業室 人事室 人権施策室(教・人) 市民安全政策室

8. 人権としての性(セクシュアリティ)の尊重

誰もが自己はもちろんのこと、相手の人格と人権も尊重できるようになるために、性に関する正しい知識・情報を持つことも必要です。それぞれの年齢に応じて性に関する正しい知識・情報を提供するために、教育や学習機会の充実を図ることが重要です。

また、近年、性的指向や性自認についての関心が高まっています。性的マイノリティに対する理解についての取組は、差別や偏見のない社会づくりのためには欠かせないものであり、あらゆる世代に向けて行うことが必要です。

令和元年(2019年)に施行された「大阪府性の多様性理解増進条例」に基づき、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度が実施されています。

性的マイノリティの人権について啓発を進め、その理解を深めるとともに、各種施策の点検・見直しを図ります。

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
<p>① 学校における人権尊重に基づく性教育の推進</p> <p>② 性的マイノリティに対する理解につながるような講座の開催等の啓発の実施</p> <p>③ 性的マイノリティの人権が尊重されるよう府内、学校、地域等での教育・啓発、情報提供を進めるほか、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の活用</p>	人権施策室(教・人) 学校教育室 児童生徒指導室 各担当課室

9. 生涯にわたる身体的・精神的な健康支援

女性は、妊娠・出産期だけでなく、思春期・更年期など生涯を通じてその年代ごとに異

なる健康上の問題に直面し、心身や生活の状況が大きく変化します。

予期せぬ妊娠、望まない妊娠や中絶、不妊、HIV／エイズや性感染症など、性に関わって生じる問題は、数多くあります。女性が主体的に自己の生き方を選択していくことを尊重するリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念に基づき、女性に対する生涯を通じての健康支援を図っていくことが重要です。

また、近年核家族化や晩婚化等によって、産前産後にご家族等の身近な人の支援が受けられず孤立している母親が増加しています。産後も安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図るために産後ケア事業を実施していきます。

心の健康相談においては、女性では健康問題、家族や配偶者とのトラブルが自殺の危機要因になることがわかつており、その背後にある社会的要因の解決に向か、必要に応じて適切な部署につなぐなどの連携体制を構築するとともに、行政の相談窓口に加え、フリーダイヤルでの24時間体制の相談窓口やSNS相談など、ライフスタイルやライフステージに応じた相談窓口の周知に努めています。

誰もが自己の健康づくりについて、主体的に受け止め、自己決定や自己管理をしていくことができるよう施策を推進していきます。

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 思春期から高齢期までのライフステージに応じた心身両面からの健康対策の実施	
② ジェンダーの視点に立った心とからだの健康相談の実施	地域保健室
③ 女性が健康を通じ主体的に自己の生き方を選択することを支援する事業の実施	高齢福祉室
④ 産婦の身体的回復や、産後も安心して子育てができるなどを支援する事業の実施	子どもすこやか室

10. 政策・方針決定過程への男女協働参画の推進

男女協働参画社会を形成していくためには、男女ともに政治や政策決定の場、企業・団体等の方針決定の場に参画することが重要です。しかし、例えば国や府、箕面市において、女性が地域活動の多くを担っていても、そのリーダーとなる場合は少ないため、政策・方針を決定する場への女性の参画率は依然として低い現状があります。

今後も引き続き、審議会・委員会等における女性委員比率の目標値を定め、大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の人材情報提供サービスの活用を含め、

積極的な女性登用の促進に努めます。

女性の登用を進めると同時に、女性自身がそうした場に参画する力をつけていくという意識も重要であり、そのための支援方策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 審議会・行政委員会等への女性の参加促進(目標値40%)	人権施策室(人)
② 審議会・行政委員会等の性別の偏りの解消	文化国際室(教)
③ 女性をエンパワーメントし、人材育成につながるような講座の開催	生涯学習・市民活動室 (人)
④ 女性の自主活動グループ等への支援	人事室
⑤ 市職員・教職員の人材育成に関して、計画に基づいた女性職員の能力発揮・教育訓練機会への参加の促進	教職員人事室 各担当課室

11. 関連計画との総合的な推進

「箕面市男女協働参画推進プラン」は箕面市が取り組む他の計画等とも密接に関連しています。担当課が各計画を実施する上で、男女協働参画の視点を盛り込んでいくことにより、「箕面市男女協働参画推進プラン」もそれぞれの計画等と連携しつつ推進することができると言えます。

性別や年齢、障害の有無によって生き方や働き方が制限されることなく、また、ひとり世帯やひとり親家庭などどんな家族形態であっても社会の構成員として尊重され、地域の中でともに暮らしていくには、福祉、教育、労働などあらゆる分野において男女協働参画が推進されなければなりません。関係課が連携して施策を実施し、進行管理や評価について検討を重ねていく必要があります。

その他、必要に応じて帳票類の性別記載欄等の見直しや、大阪府『男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン』等を参考に、発行物の表現についてチェックを行います。

箕面市就労支援基本計画 (H31.3.改訂版) [計画期間 R1年度(2019年度)~]

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 就職困難者・障害者・ひとり親家庭の親等・若年者・高齢者の就労支援	箕面営業室
② 地域就労支援コーディネーターによる相談業務	子育て支援室
③ 能力開発講座、情報提供	

第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

[計画期間 R3年度(2021年度)～R5年度(2023年度)]

基本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 重点施策1 健康で生きがいのある暮らしの推進 ② 重点施策2 地域包括ケアシステムの推進 ③ 重点施策3 認知症高齢者支援策の充実 ④ 重点施策4 介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営 ⑤ 重点施策5 安全・安心のまちづくりの推進	高齢福祉室

第3次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）

[計画期間 H26年度(2014年度)からR5年度(2023年度)]

基本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 生活環境の整備（都市施設の整備、移動支援の充実、住宅の確保、情報バリアフリーの推進、災害に強いまちづくりの推進） ② 雇用・就労の充実（雇用促進と就労支援、多様な就労の場の確保と支援） ③ 福祉サービスの充実（相談支援体制、障害福祉サービスなどの充実） ④ 保健・医療の充実（保健サービス、地域医療サービスの充実、医療的ケアに関する対応、在宅生活を支えるリハビリテーションなどの充実） ⑤ 療育・教育の充実 （療育・幼児教育、学校教育などの充実） ⑥ 権利擁護施策の推進 （人権擁護・啓発、権利擁護の推進） ⑦ スポーツ・文化活動などの社会参加の機会の充実 ⑧ 推進基盤の整備	障害福祉室 各担当課室

新箕面市人権教育基本方針 [計画期間 H23 年度(2011 年度)～]

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 男女平等やその他の人権課題についての基礎的な学びの保障と子どもの発達段階に応じた人権教育の推進	
② 子どもたちが安心して学ぶことができるよう人権侵害を防止し、適切に対応する体制の整備	保育幼稚園総務室
③ 学校園所において性別により結果に不平等が生じることのない学力保障・進路保障の推進	人権施策室(教・人)
④ 保育士、教職員の人権教育に関する系統的な研修の実施	学校教育室
⑤ 指導手法についての相談や情報収集のため、市人権教育研究会等との連携や支援体制の充実	教育センター
⑥ 保護者などの地域住民が人権について学習できる機会の提供及び自発的な学びや社会活動に対する支援の実施	生涯学習・市民活動室(人)

第四次箕面市子どもプラン

[計画期間 R2 年度(2020 年度)～R6 年度(2024 年度)]

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 家庭・地域における子育て環境の充実	
② 保育・教育サービスの量的・質的充実	
③ 子育て世代に対する労働環境の整備	教育政策室
④ 子どもの遊び場づくり	地域保健室
⑤ 子どもの文化的・社会的活動の支援	人権施策室(教・人)
⑥ 教育の充実と開かれた学校づくり	箕面営業室
⑦ 健康育成と自立支援	学校教育室
⑧ 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進	教育センター
○ 子どもの貧困対策の推進	
○ ひとり親家庭等の自立支援の推進	

※次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ね、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画を含む。

箕面市生涯学習推進基本計画

[計画期間 H21 年度（2009 年度）～R2 年度（2020 年度）]

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 人権の課題などに関し、市民が自身に引きつけて学ぶ 欲求を引き出せる取組みの検討 ② 女性、障害者、外国人などの立場を社会的障壁と感じ ることなく、違いや多様性を尊重し、ともに生きていく 地域づくりのための地域課題の発見や学習機会の 充実	文化国際室(教) 生涯学習・市民活動室(教)

箕面市国際化指針

[H24 年度（2012 年度）～]

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 各種相談業務に通訳同行対応を行うなど多言語で対 応できる相談機能の整備・充実 ② 外国人市民も参加できることを積極的にPRするな ど、各種審議会委員・モニターへの外国人市民の参画 促進	各相談担当課室 人権施策室(人) 文化国際室(人) 各担当課室

箕面市自殺対策推進計画

[R1 年度（2019 年度）～]

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
① 地域におけるネットワークの強化 ② 自殺対策を支える人材の育成 ③ 住民への啓発と周知 ④ 生きることの促進要因への支援 ⑤ 子ども・若者への支援 ⑥ 障害者への支援 ⑦ 高齢者への支援 ⑧ 生活困窮者への支援	地域保健室

12. 関係機関やNPOとの協働による推進体制

「箕面市男女協働参画推進プラン」をより効果的かつ実効性のあるものとするには、箕面市人権行政推進本部会議（及びその専門部会・研究会）、DV被害者支援ネットワーク会議などの横断的な庁内組織を整備し、総合的に取り組んでいく必要があります。そして、箕面市人権施策審議会、NPOや各種団体などの市民組織と市行政との連携し、協働して取り組んでいくことが重要です。（再掲）

基 本 施 策 項 目	担 当 課 室
<p>① 箕面市人権行政推進本部会議（及びその専門部会・研究会の庁内組織の機能的な取組みの強化</p> <p>② 庁内組織と人権施策審議会等の市民参加組織との連携の強化</p> <p>③ DV被害者支援ネットワーク会議の効果的な運営方策の検討</p> <p>④ 男女協働参画推進に向けNPOや各種市民団体との協働での事業実施方策の検討</p>	人権施策室(人)